資料５

公園樹管理の現状について

１．公園樹の現状について

昭和５０年代後半から本格的な整備がはじまった恵庭市の都市公園・都市緑地は、整備から３０年を経過した施設も多く、「隣接地の日差しや風通しが悪くなった」「枝が隣接地に越境している」「立ち枯れや幹割れしている木がある」「落ち葉の量が年々増加しており対応に苦慮している」など、樹木の大木化や老木化に起因したトラブルが年々増加しています。

日差しや風通しが悪い

枝が隣接地に越境

立ち枯れ

倒　木

折れ枝（かかり枝）

隣接地への越境や立ち枯れ、折れ枝などにより問題が発生している樹木については、恵庭市および指定管理者が部分的な剪定や間伐（伐採）などの対応を行っていますが、申し出のあった事案にのみ対症療法的に実施しているものであり、根本的な解決には至っていないのが現状です。

２．公園樹の適正な管理を目指した取り組み

（１）恵庭公園を語る会

恵庭公園では、動植物の専門家や近隣の町内会長、指定管理者、市などが参加し、同公園の今後の維持管理などについて議論する「恵庭公園を語る会」を開催しています。

この取り組みでは、これまでに自然林内樹木や管理用道路の維持管理やカラスへの対応などについてご議論いただき、その後の公園管理の参考とさせていただいております。

恵庭公園を語る会（現地調査）の様子

恵庭公園を語る会（会議）の様子

（２）公園の再整備

平成２９年度より再整備に向けた本格的な取り組みがスタートした恵庭ふるさと公園では、利用用途に則した樹木密度の人的コントロール（伐採・剪定等）が課題となりました。

恵庭ふるさと公園は整備から３０年以上が経過し、整備時に植栽された樹木や整備前から自生しているカシワなどが大きく成長し、樹木密度も極めて高いことから見通しが悪く、樹木同士の被圧により適正な成長が阻害されている状況にありました。

再整備においては、植物の専門家や地域住民、学生などで構成されるワークショップ形式の会議を８回開催し、「木立と芝生の広場エリア」や「林床の植物を楽しむエリア」、「プレーパークなどが楽しめるエリア」などにゾーニングすることで、既存樹木を残すところと残さないところを明確化し、利用用途に則した樹木密度の人的コントロールを実施しております。

木立と芝生の広場エリア（再整備前）

林床の植物を楽しむエリア（再整備前）

木立と芝生の広場エリア（再整備後）

林床の植物を楽しむエリア（再整備後）

（３）公園樹の計画的な剪定・間伐

令和４年度より公園樹適正管理推進事業を創設し、毎年５公園程度を選定して、樹木の質の向上と総量の抑制に取り組んでいます。

具体的には、恵庭市と指定管理者が日常点検の結果や地域からの要望を踏まえて、剪定や間伐（伐採）を実施する公園を選定し、原則的に剪定を指定管理者が、間伐（伐採）を恵庭市が実施する役割分担で、相互に協力して公園樹の適正管理を実現する取り組みを推進しております。

令和４年度	あさひ公園,わかくさ公園,こまば公園,すみれ公園,ときわ公園
令和５年度(予定)	かつら公園,ふくずみ公園,やよい公園,めぐみの森公園,しままつ公園,さいわい公園
令和６年度(予定)	つつじ公園,しらかば公園,ひがし公園,ひかり公園,はまなす公園,みゆき公園